島根県職員の再就職に関する指針

１　趣旨

　島根県職員の再就職の公正性・透明性を確保するため、その取扱いについて定める。

２　定義

　この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　法

　　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

⑵　条例

　　職員の退職管理に関する条例（平成２８年島根県条例第１１号）

⑶　職員

島根県に任用されている法第３条第２項の一般職の職員（臨時職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）

⑷　営利企業等

営利企業（法第３８条第１項に規定する営利企業をいう。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）

⑸　再就職者

職員であった者で、離職後に営利企業等の地位に就いている者

⑹　契約等事務

県若しくは特定地方独立行政法人と営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法第２条第２号に規定する処分に関する事務

⑺　働きかけ

職員に契約等事務に関し、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼すること。

　　ただし、次に掲げる場合を除く。

①　県から指定・登録を受けた者が、その指定・登録に係るものを遂行するために必要な場合

②　県から委託を受けた者が、その委託に係るものを遂行するために必要な場合

③　法令の規定又は県との契約に基づき、権利を行使し、又は義務を履行する場合

　④　県の処分により課された義務を履行する場合

　⑤　行政手続のための申請又は届出を行う場合

　⑥　一般競争入札又はせり売りの手続に従い、契約を締結するために必要な場合

　⑦　公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合

３　退職者の紹介

営利企業等からの要請による退職者の紹介については、公正性・透明性を確保するとともに、職員として在職中に培った知見・能力等を退職後も活用できるよう、営利企業等への再就職を希望する職員の情報について、当該職員が属する任命権者の人事担当課が保有・管理する再就職情報を総務部人事課において一元的に管理を行い、その手続は、次の各号によるものとする。

⑴　再就職希望者の申込

　　営利企業等への再就職について、県からの紹介を希望する職員（当該年度に退職する職員に限る。）は、原則として毎年度１１月末日までに、再就職登録申込書（様式１）を提出するものとする。

⑵　再就職希望者の登録・管理

　　⑴による再就職希望者の情報は、総務部人事課において退職後１年間登録・管理するものとする。

⑶　退職者の紹介の要請

　　営利企業等が、県から退職者の紹介を受けようとする場合は、島根県退職者の紹介依頼書（様式２）を提出するものとする。

⑷　退職者の紹介

　　県は、営利企業等から退職者の紹介の要請があった場合は、⑵により登録された再就職希望者の中から適任者を紹介するものとする。

４　再就職者による働きかけの規制

⑴　再就職者は、県の職員に対し、契約等事務であって離職前５年間の職務に属するものに関し、離職後２年間、働きかけを行ってはならない（法第３８条の２第１項）。

⑵　再就職者のうち、管理職員（管理職手当受給者）であった者は、県の職員に対し、契約等事務であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、働きかけを行ってはならない（法第３８条の２第４項、第８項、条例第２条）。

⑶　再就職者は、県の職員に対し、県と営利企業等との契約であってその締結について自ら決定したもの又は県と当該営利企業等に対する行政手続法第２条第２号に規定する処分であって自ら決定したものに関し、働きかけを行ってはならない（法第３８条の２第５項）。

５　働きかけを受けた職員の届出

　職員は、再就職者から４の規定により規制されている働きかけを受けたときは、人事委員会が定める様式により、人事委員会にその旨を届け出なければならない（法第３８条の２第７項）。

６　再就職の届出

⑴　退職前に管理職員（管理職手当受給者）であった者は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他次の各号のいずれかに該当する場合を除き、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に再就職届出書（様式３）を届け出なければならない。（法第３８条の６第２項、条例第３条）

　①　任命権者等の要請に応じ地方公務員又は国家公務員になるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合。

　②　法第３条第２項に規定する一般職である職に島根県において任用された場合

　③　法第３条第３項第１号から第４号までに掲げる職に島根県において任用された場合

　④　営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、年１０３万円以下の報酬を得る場合。

⑵　任命権者は、⑴による届出があった場合は、人事委員会に報告するものとする。

７　再就職状況の公表

　県は、６により再就職届出書の提出を受けた職員について、過去１年間の再就職の状況（職員の氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日）を、毎年度５月末日までに公表するものとする。

８　罰則

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 違反の内容 | 罰則 |
| 元職員による働きかけ | 元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合（不正な行為をするよう働きかけた場合を除く） | １０万円以下の過料（法第６４条） |
| 元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけをした場合 | １年以下の懲役又は５０万円以下の罰金（法第６０条第４号～第７号） |
| 職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合 | １年以下の懲役又は５０万円以下の罰金（法第６０条第８号） |
| 職員が元職員の働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合 | 懲戒処分その他の措置の対象となりうる（法第３８条の２第7項違反） |
| 再就職あっせん | 職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合 | ３年以下の懲役（法第６３条第１号～第２号） |
| 求職活動 | 職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合 | ３年以下の懲役（法第６３条第１号～第２号） |

　　附　則

　この指針は、平成１９年１０月１日から施行し、平成１９年度末に退職する職員から適用する。

附　則

　この指針は、平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則

　この指針は、令和元年１０月１日から施行する

（様式１・管理職員用）

再就職登録申込書

島根県知事　丸　山　達　也　　様

　「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、次のとおり申し込みます。

　なお、同指針に基づき再就職しようとする場合は、同指針第６に基づき再就職届出書を届け出ることを了承し、同指針第７に基づき再就職状況を公表されることについて異議はありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属名 |  |
| 職　名 |  |
| 氏　名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 希望する職務内容 |  |
|  |
| 持っている資格等 |  |
|  |
| 希望する勤務条件 |  |
| 1. 再就職年月日
2. 勤務地
3. その他
 |
| その他の希望 |  |
|  |

　注：各任命権者の人事担当課経由とする。

（様式１・非管理職員用）

再就職登録申込書

島根県知事　丸　山　達　也　　様

　「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属名 |  |
| 職　名 |  |
| 氏　名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 希望する職務内容 |  |
|  |
| 持っている資格等 |  |
|  |
| 希望する勤務条件 |  |
| 1. 再就職年月日
2. 勤務地
3. その他
 |
| その他の希望 |  |
|  |

　注：各任命権者の人事担当課経由とする。

（様式２）

島根県退職者の紹介依頼書

島根県知事　丸　山　達　也　　様

　島根県退職者の紹介を受けたいので、「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）団体名 |  |
|  |
| 住　所 | 〒　　　－ |
| 代表者 | （職名） |
| （氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印 |

|  |  |
| --- | --- |
| 必要とする理由 |  |
|  |
| 紹介を受ける職(職名) |  |
|  |
| 職務内容 |  |
|  |
| 必要とする知識・経験・資格等 |  |
|  |
| その他の希望 |  |
|  |
| 勤務条件 |  |
| 1. 採用予定年月日
2. 予定年収(給料月額・各種手当等)
3. 勤務形態
4. 勤務地
5. その他
 |

（様式３）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 再 就 職 届 出 書　私は、島根県を退職し、再就職しましたので、「島根県職員の再就職に関する指針」に基づき、下記のとおり届け出ます。　退職後２年間を経過する日までの間は、同指針に規定する職員に対する働きかけを行わないことを誓います。　また、同指針に基づき下記事項を公表されることについて、異議はありません。記

|  |  |
| --- | --- |
| 退職時所属・役職名 |  |
| 退職年月日 | 　　平成　　　年　　　月　　　日 |
| 再就職先名称 |  |
| 再就職先役職名 |  |
| 再就職先の業務内容 |  |
| 再就職年月日 | 　　平成　　　年　　　月　　　日 |

　任命権者　様　　　　平成　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　　年　　　月　　　日生） |